報告第１７号

損害賠償額の決定に関する
専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による議会の指定議決に基づき、平成２９年３月１３日次のとおり損害賠償額の決定について専決処分したので、同条第２項の規定に基づき報告する。

平成２９年７月６日

品川区長　濱　野　健

損害賠償額の決定について

１　件　　名　　清掃車運行中に起きた塀の破損事故

２　事故の概要　　平成２９年２月２日品川区清掃事務所の職員が運転する清掃車が、品川区東五反田五丁目２番先の交差点で左折する際、左方の安全確認を怠ったため、塀に接触し、その一部を破損した。

３　損害賠償額　　２４０，０００円（修理費）

４　相　手　方　　[redacted]